

第67号議案

府中市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年11月29日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

府中市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

府中市個人情報の保護に関する条例（平成15年6月府中市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第27条第6項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。